

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県住民基本台帳法施行細則（抜粋）

高知県住民基本台帳法施行細則（抜粋）

（趣旨）

（趣旨）

第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号。第7条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号。第6条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報の開示手続）

（本人確認情報の開示手続）

第3条 法第30条の32第1項の規定に基づく自己に係る本人確認情報についての開示の請求（以下この条において「本人確認情報の開示の請求」という。）は、別記第2号様式による本人確認情報開示請求書によりしなければならない。

第3条 法第30条の32第1項の規定に基づく自己に係る本人確認情報についての開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）は、別記第2号様式による本人確認情報開示請求書により行うものとする。

2 本人確認情報の開示の請求を本人がする場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証その他本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類を提示しなければならない。

2 本人確認情報について本人が開示請求をする場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証その他本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類を提示しなければならない。

3 本人確認情報の開示の請求を本人に代わって法定代理人がする場合は、当該法定代理人に係る前項に規定する書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類を提示しなければならない。

3 本人確認情報について法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、当該法定代理人に係る前項に規定する書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当であると認める書類を提示しなければならない。

4 法第30条の32第2項本文の規定による本人確認情報の開示は開示を行うために備え付けられている専用機器（以下この項にお

4 法第30条の32第2項本文の規定による本人確認情報の開示は、開示を行うために備え付けられている専用機器（以下この項にお

て「専用機器」という。)により用紙に出力したものの交付又は閲覧により、同条第2項ただし書の規定に基づく書面以外の方法による本人確認情報の開示は本人確認情報が表示された専用機器により再生したものの閲覧により行うものとする。

5 前項の本人確認情報の開示は、高知県総務部市町村振興課において行うものとする。

(開示期限の延長の通知方法)

第4条 法第30条の33第2項の規定による通知は、別記第3号様式による本人確認情報開示期限延長通知書により行うものとする。

(本人確認情報の訂正等の申出手続等)

第5条 法第30条の35の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下この条において「本人確認情報の訂正等の申出」という。)は、別記第4号様式による本人確認情報訂正等申出書によりしなければならない。

2 本人確認情報の訂正等の申出については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 本人確認情報の訂正等の申出があった場合における法第30条の35の規定による通知は、別記第5号様式による本人確認情報調査結果通知書により行うものとする。

(本人確認情報の開示手続等に関する規定の準用)

第6条 前3条の規定は、法第30条の44の13の規定により読み替えて準用する法第30条の32及び法第30条の44の13において準用する法第30条の33の規定に基づく附票本人確認情報(法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。以下この条において同じ。)の開示に係る手続並びに法第30条の44の13において準用す

いて「専用機器」という。)により用紙に出力したものの交付又は閲覧により、同項ただし書の規定に基づく書面以外の方法による本人確認情報の開示は、本人確認情報が表示された専用機器により再生したものの閲覧により行うものとする。

5 前項の本人確認情報の開示は、高知県総務部市町村振興課において行うものとする。

(開示期限の延長の通知方法)

第4条 法第30条の33第2項の規定による通知は、別記第3号様式による本人確認情報開示期限延長通知書により行うものとする。

(本人確認情報の訂正等の申出手続等)

第5条 法第30条の35の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下この条において「本人確認情報の訂正等の申出」という。)は、別記第4号様式による本人確認情報訂正等申出書により行うものとする。

2 本人確認情報の訂正等の申出については、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 本人確認情報の訂正等の申出があった場合における法第30条の35の規定による通知は、別記第5号様式による本人確認情報調査結果通知書により行うものとする。

る法第30条の35の規定による附票本人確認情報の訂正等の申出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 略

(他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第7条 条例第3条第2項の規則で定める都道府県知事保存本人確認情報の他の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。

(他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第6条 条例第3条第2項の規則で定める都道府県知事保存本人確認情報の他の執行機関への提供方法は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年6月総務省告示第334号）に定めるところにより、電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法とする。